

## 第IV章 公園整備戦略プラン 10

## 1. 目的と方針

### (1) 目的

公園整備戦略プラン 10 は、公園の整備目標や改修についてその方向を提示し、区民、事業者、区が協働して公園をつくるための基本的な考え方を 10 のプランでまとめたものです。

公園整備戦略プラン 10 は、区全体の公園に係わる新規整備、改修整備、管理運営等の具体的で総合的なプランです。また、区民、事業者、行政の公園への関わり方等の協治（ガバナンス）についての内容を示し、3 者が一体となって目標を実現する計画とします。

### (2) 方針

公園整備計画では以下の方針のもと、計画を進めます。

- ①本区が目指す公園の将来像について、10 のテーマで分かりやすく計画する。
- ②協治（ガバナンス）の視点をもって、区民、事業者、行政が協働した公園づくりを進めていく計画とする。
- ③関連計画との調整を図り、実現性の高い計画内容とする。

## 2. 公園整備戦略プラン 10

以下の 10 項目で、人々のあたたかみと水と緑を感じる公園を実現します。

### ■ 公園整備戦略プラン 10 ■

1. 都市生活に水と緑の潤いを与えるまちの骨格となる新しい公園をつくります
2. すみだを代表する風景のある公園をつくります
3. 気軽に行ける身近な公園を新しくつくります
4. 災害からまちを守る公園を新しくつくります
5. 誰でも快適に使える公園をつくります
6. 子どもを健やかに育てる公園をつくります
7. 訪れた人の心と体が健康になる公園をつくります
8. 歴史や文化を伝える公園をつくります
9. 地域コミュニティを育てる公園をつくります
10. 区民や事業者のアイデアを具現化できる公園をつくります

人々のあたたかみと水と緑を感じる公園

### 3. 公園整備戦略プラン10の内容

#### ① 都市生活に水と緑の潤いを与えるまちの骨格となる新しい公園をつくります

##### (1) 水辺公園を中心とした水と緑の骨格軸をつくる

本区は、隅田川、荒川、旧中川など河川が区を囲み、市街地は北十間川、横十間川等の運河が縦横断しています。これらの水辺の立地条件を十分に活かし、美しい水と緑の空間を創出し、都市レクリエーションの場、多様な生きものとのふれ合いの場など、都市生活に潤いを与える骨格軸を整備します。

また、この骨格に近接する公園や緑地へのアクセス路を緑化整備することにより、一層強固な水と緑の骨格となることが期待できます。



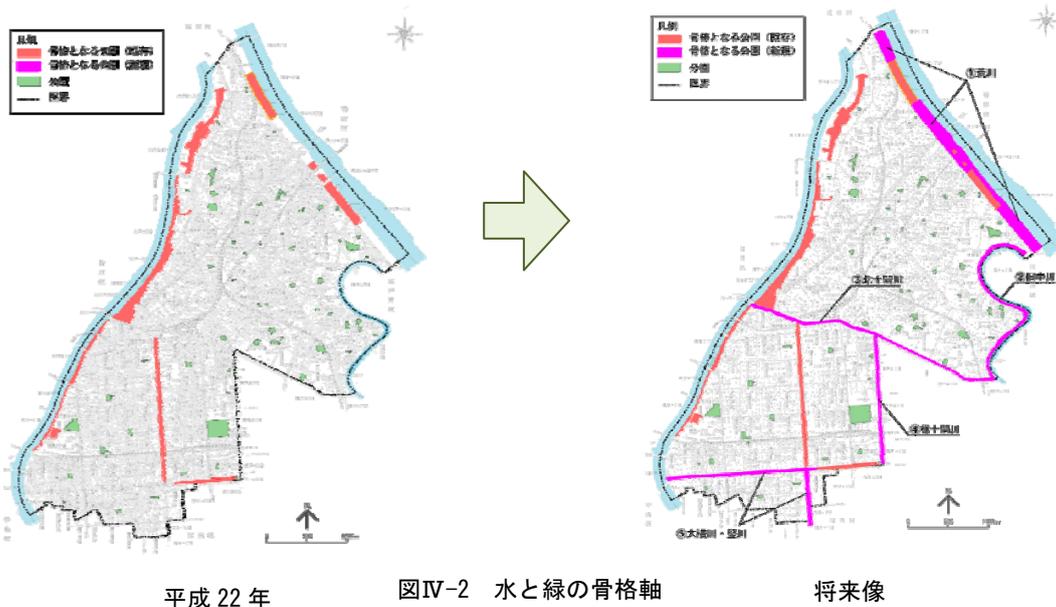
図IV-1 北十間川整備イメージ

##### 1) 水と緑の骨格軸をつくる

河川や運河を整備し、水辺とその周辺が一体となった魅力的な親水空間を創出し、回遊性のある緑地空間を形成します。そしてこの水と緑のネットワークは、快適なまち歩きやくつろぎの場の形成、災害時の避難路、さらに地域の賑わい等、多様な機能を発揮するよう、区全体の都市像などと調整を図りながら整備を進めます。

対象となる箇所は、荒川河川敷（一部）、旧中川、北十間川、横十間川、豎川（一部）、大横川（一部）の6箇所の河川とします。

※『荒川将来像計画 2010』（平成 22 年度策定予定）、『北十間川水辺空間整備事業』等と調整を図りつつ整備を進めます。



図IV-2 水と緑の骨格軸  
(※図中の丸番号は次頁の表に対応する。)

表IV-1 水と緑の骨格軸の整備概要

河川・運河名	面積	内容	図番号
荒川	約 23ha	公園に指定されていない河川敷について整備を進める。 散策やスポーツの場、生きものとのふれ合いの場などとして整備を進める。	①
北十間川	約 3.5ha	水辺とその周辺が一体となった魅力的な親水空間として整備する。	②
横十間川	約 2.1ha	水辺とその周辺が一体となった魅力的な親水空間として整備する。	③
大横川・豎川	約 7.7ha	耐震護岸上部を、水辺の散策路として整備を進め、大横川と豎川のネットワークを図る。	④
旧中川	約 4ha	水辺とその周辺が一体となった魅力的な親水空間として整備する。	⑤
合計	約 40.3ha		

※河川・運河の公園面積は、水面を含まない。

## 2) 骨格軸とまちの結節点を整備する

河川の合流点や橋台地は、まちの骨格軸となる水辺公園とまちを繋ぐ結節点として重要であるため、水辺公園の整備や橋梁の掛け替え事業にあわせて、橋台地の公園としての整備を拡充します。



図IV-3 機能転換による公園・整備候補地

## (2) 生き物とのふれ合いの場をつくる

荒川や旧中川などの親水性の高い河川の水辺公園は、多様な生きものが生息することができ都市の貴重な自然的空間です。これらの自然に魚類、鳥類、昆虫類などが生息し、都市生活においても季節を感じ、日々の様々な発見をするなど、多くの潤いをもたらすものです。こうした、豊かな都市生活をおくるために生き物のふれ合いの場をつくります。



図IV-4 生き物とのふれ合いの場整備イメージ (大横川親水公園)

## ② すみだを代表する風景のある公園をつくります

### (1) まちのシンボルとなる公園をつくる

隅田公園や大横川親水公園等の大規模公園は、区民以外の多くの来街者にも利用され、墨田区のシンボリックな公園となっています。これらの公園は、歴史・文化、自然、スポーツ施設、区民ボランティアの実施など、様々な要素をもっています。この要素は、公園の特徴です。この特徴を一層伸ばし、本区を代表する公園の風景を創出します。

また、特徴のある公園においても、利用頻度の少ない公園や施設の老朽化が進んでいる公園もあります。こうした公園は利用者が増加するよう、施設のリニューアルを進めます。

#### ○シンボル公園

シンボル公園とは、墨田区の歴史・文化、スポーツ・レクリエーションの拠点、イベントの開催場所等、墨田区の顔になる公園です。区民や観光等による来街者の利用を踏まえて、整備、管理運営を行っていきます。

表IV-2 シンボル公園対象公園

公園名
隅田公園、錦糸公園、大横川親水公園、四ツ木橋緑地、堤通公園（交通公園）、豊川親水公園、東墨田公園、旧安田庭園、緑町公園、立花大正民家園 ほか水辺の公園



図IV-5 荒川四ツ木橋緑地



図IV-6 錦糸公園

### (2) 水辺景観をつくる

本区の隅田川沿いの公園は、園内から連続した雄大な水辺景観を眺望できます。また、高速道路の高架下であることから、天候によらず公園利用ができる場所でもあります。このような好条件を活かすことが望めます。しかし場所によっては河川景観が眺望できない構造となっており、水辺景観が分断されています。そこで、河川管理者が進める堤防の改修工事にあわせ、「隅田川水辺空間等再整備構想」等と連携を図りながら公園リニューアルを進め、水辺景観を創出します。

### (3) 小・中規模公園をリニューアルする

#### 1) 小・中規模公園の個性化

小・中規模公園は、一部に構造的、植栽的に特徴があり個性的な公園がありますが、多くは公園の周囲が植栽で囲まれ、広場、鉄棒、すべり台、砂場等が設置された一般的なものです。このような公園の一部では、利用者数が少ないところもあります。

そこで、各公園のテーマを打ち出し、計画的に順次リニューアルを行います。

#### 2) 小・中規模公園の個性化整備方針

公園の個性化の整備方針を以下に示します。

- ①個性化を実施する際は、規模や周辺環境に応じてテーマを絞り、とくに小規模公園については、1公園1テーマとして機能を特化させ、特色ある公園を目指します。
- ②公園の選定は、規模に対して多くの施設を盛り込みすぎている等の公園の構造的な問題の有無、公園の設置時のテーマ（例えば植物等）が表現されていない、周辺の連携可能な公共・民間施設の有無、接道状況、公園が抱えている問題等を考慮し、リニューアル効果が大きいものを優先します。
- ③リニューアル計画には、現状把握、リニューアルの方向性、リニューアルの内容、整備概算費用、整備スケジュール等を取りまとめ、この計画に基づき早期に整備します。
- ④各公園の特性が発揮されるよう、使用する材料の色、材質に留意します。

#### 3) 小・中規模公園の個性化テーマと主な整備内容

個性化に当たっては、公園の基本的な機能や、地域のニーズ、まち歩き観光などに対応できるよう工夫をした整備が必要です。例として以下の表にテーマと整備の方向を示します。

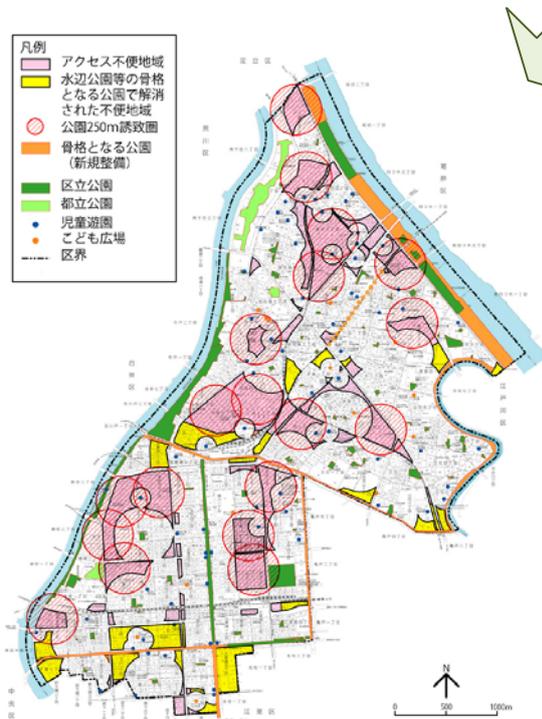
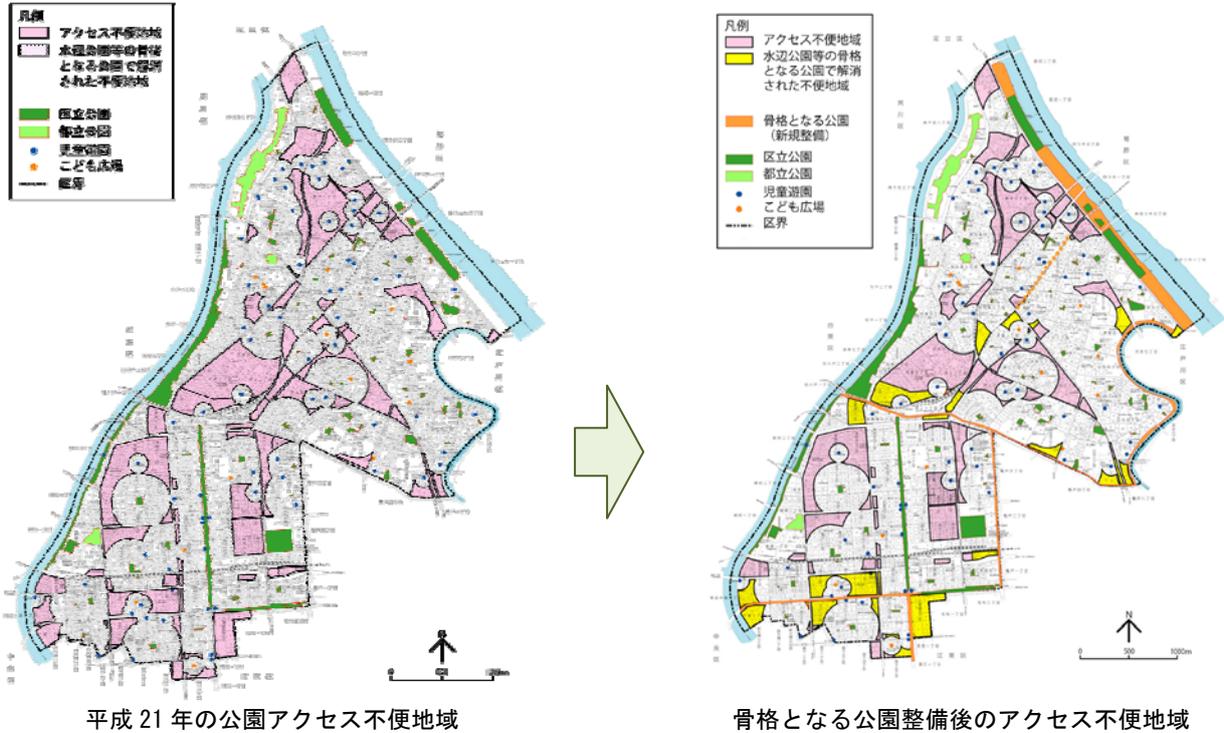
表IV-3 小規模公園の個性化テーマと整備の方向

カテゴリー	主な整備内容
<b>景観</b>	
大木と花による風格と華やかさの演出	テーマとなる樹木や花を決め、風格と華やかさを創出。
親水の演出	河川や噴水、池等を利用した水を近くに感じられる空間整備。
<b>環境</b>	
生きものとのふれあい（エコ・パーク）	カブトムシやクワガタが成育する堆肥コーナーの設置、クヌギ・コナラの雑木林、水生生物の生息できる植栽管理等。
<b>レクリエーション</b>	
くつろぎ空間の創出	ひなたぼっこ、読書、散策の休憩などを目的とした椅子、テーブル、緑陰の整備。
おもしろい遊具の整備	目玉となるような、規模、形、色が注目される遊具を整備する。
きれいなトイレの整備	まち歩き観光を見据えたトイレの整備。トイレ利用、観光案内、休憩などの複数の機能をあわせ持つ。
赤ちゃんを連れて行ける公園の整備	ベビーシートのあるトイレや低年齢用遊具の整備。
<b>歴史・文化</b>	
石碑などの歴史・文化物の演出	既存の郷土の文化・歴史を感じるモニュメント、壁、舗装、看板等を整備。

\*上記に加え、公園の機能として防災やコミュニティがあげられるが、それらは全ての公園のインフラに係るため、個性化テーマからはずしている。

### ③ 気軽に行ける身近な公園を新しくつくります

区内のどこからでも、安全に公園へアクセスできるよう、アクセス不便地域内やそれに近接する場所に公園を設置し、アクセス不便地域を解消します。



#### 【新規公園整備数】

新規公園整備は、水辺公園整備後においてもアクセス不便地域が解消されない地域を対象とする。このうち比較的まとまった不便地域に公園を配置する。

左図のように、公園誘致圏 250m内で公園を配置した場合、公園アクセス不便地域を概ね解消するためには、計 19 箇所の公園を整備する必要がある。

また、小さな公園アクセス不便地域においては、公園のほか、まちづくり緑地やポケットパーク等の小さな緑地も使いながら効率的に整備を進める。

さらに、将来計画されている(仮称)新タワー通りなど新しく道路整備される箇所については、緑量の多い道路を目指し、公園的空間をアクセス不便地域において確保する。

図IV-7 アクセス不便地域と公園配置

## ④ 災害からまちを守る公園を新しくつくります

### (1) 公園の新設や拡充によりまちの防災力を向上する

木造住宅密集地域は、街路整備、建築物の耐震化・不燃化を進めることを目的にし、京島地区、北部中央地区及び鐘ヶ淵地区に多くあります。また東京都防災都市づくり推進計画重点整備地域もこの地域に位置付けられています。平成 20、21 年度には京島地域で防災力向上を目的としたまちづくり緑地が整備されました。そこで木造住宅密集地域及び東京都防災都市づくり推進計画重点整備地域を合わせた区域を「防災対策公園整備区域」とし、延焼防止機能や防災拠点、避難路など防災の様々な機能有する公園を新たに整備するとともに、既存の公園に隣接する未利用地等の買収や借地による公園の拡充を進め、防災力の充実を進めます。

防災対策公園整備区域内において新規公園を5箇所、まちづくり緑地6箇所を整備することを目標とします。



図IV-8 防災対策公園整備区域の位置

表IV-4 防災対策公園整備区域にある公園等（以下の公園の拡充を積極的に進めます）

公園		児童遊園	
吾嬬西公園*	東向島北公園*	あおざり児童遊園	隅田西児童遊園
京島南公園*	東向島ふじ公園*	あすなる児童遊園*	墨田二丁目児童遊園*
京島西公園*	ふじのき公園*	請地児童遊園*	墨田第三児童遊園*
さつき公園*	舟原公園*	かつら児童遊園*	墨田第六児童遊園*
長寿公園*	みわさと公園*	からたち児童遊園*	とらばし児童遊園
つばき公園*	原公園*	くすのき児童遊園	長浦児童遊園
なつめ公園*	白鬚公園	けやき児童遊園*	曳舟児童遊園*
八広公園*	八広あずま公園*	ごあずま児童遊園*	露伴児童遊園*
ひいらぎ公園	八広中央公園*	こぶし児童遊園	八広六西児童遊園*
曳舟さくら公園*		こでまり児童遊園*	八広第一児童遊園
こども広場		境児童遊園	八広第二児童遊園
京島三丁目ぐるぐる広場	地藏坂通り広場	すすかけ児童遊園*	八広一丁目児童遊園
京島いこい広場	八広三丁目こども広場*	隅田東児童遊園*	八広つるかめ児童遊園
東向島一丁目こども広場	八広四丁目こども広場	隅田児童遊園*	やまぶき児童遊園*
東向島六丁目こども広場		隅田第二児童遊園*	

※貯水槽のある公園・児童遊園こども広場

## (2) 防災力を高めるリニューアルを行う

### 1) 震災対応施設の整備

公園整備促進地域に位置する公園の防災力の向上のため、出入口の拡幅・バリアフリー化によるアクセスの向上、震災対応型トイレ、かまどベンチ、避難誘導サイン等の災害時対応設備の整備を進めます。

また災害時には、電線などのインフラが遮断されることが想定されるため、太陽光発電や雨水利用等の自然エネルギーを利用した施設の導入を進め、災害時に利用できるようなものを導入します。



図IV-9 震災対応型トイレ〈左図〉とかまどベンチ〈右図〉(白鬚公園)

### 2) 水害対応施設の整備

親水公園は、都市型水害の被害低減のために調整池としての貯水機能をもたせます。

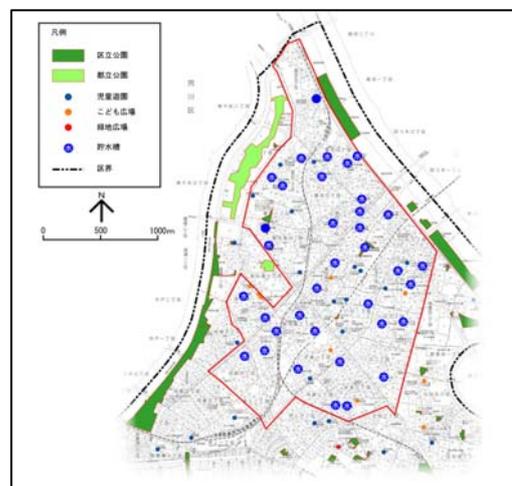
市街地の公園は、広場や園路舗装への浸透機能を有する素材の使用や、浸透柵整備などにより、水害への防災力を高めます。



図IV-10 貯水機能を有している公園の例  
(堅川親水公園)

### 3) 防火用水の整備

大規模公園の整備及び改修においては、地域防災計画に基づき、必要に応じて防火用水整備の検討を行います。



図IV-11 防災対策公園整備区域内の公園  
における防火用水の整備状況

## ⑤ 誰でも快適に使える公園をつくります

### (1) 安全・安心な公園にする

公園では、施設の老朽化、植栽による見通しの悪さ等による安全性の低下、施設の劣化や植栽の病害虫被害等による清潔感の低下等の安全・安心に係わる問題があります。公園を利用する全ての人が、安全で安心できるよう公園を改修します。

これらの安全・安心の確保、維持管理における問題は各公園で内容が異なるため、区内全ての公園について対応するために、「公園施設長寿命化計画」等を立案し、計画的・総合的に改善を進めていきます。

#### 1) 公園施設長寿命化計画

遊具やベンチ等における施設の安全・安心については、「公園施設長寿命化計画」を立案し、順次改修を行います。また、施設が混み合い、使いにくい公園は、安全性や利用年齢層等の観点から、施設の撤去を含めた改修整備を検討していきます。

#### 2) 公園安全安心植栽管理方針

植栽における安全・安心については、全公園共通の改修整備、管理方針を示した「公園安全安心植栽管理方針」を計画します。

表IV-5 公園安全安心計画の内容

公園安全安心計画
<p><b>公園施設長寿命化計画</b></p> <p>国土交通省が定める計画項目に沿って立案する。</p> <p>■国が定める事業補助の内容</p> <p>【事業期間】平成 21～25 年</p> <p>【補助率】1/2</p> <p>【補助対象】計画策定に要する費用に対する補助（策定に必要な調査を含む）</p> <p>計画に定める内容（公園施設の設置状況の把握、公園施設の健全度の把握、点検の実施体制の構築、点検頻度の設定、修繕補修実施の判断基準の設定、施設の改築計画の設定）</p> <p>【留意事項】平成 26 年度以降は、通常事業も含めて公園の改築・更新に対する補助は「公園施設長寿命化計画（仮称）」に基づき適切に維持管理がなされているものに限定。</p>
<p><b>公園安全安心植栽管理方針</b></p> <p>植栽樹木の高密度等でできた死角の解消、病害虫の発生源となりやすい植物の適切な管理や除去、枯れ枝・枯木の除去等、安全安心に関わる事項についての方針を立案する。</p>

## (2) 統合して面積の拡大、質の向上を進める

利用の少ない小規模公園などは、公園の統廃合を行い、規模の拡大、質の向上を進めます。公園の統合は、公共用地の用途変更や、公園に隣接する民間用地の買収等により進めます。

## (3) ユニバーサルデザインを進める

公園は、老若男女、障害の有無、国籍の違いにかかわらず、幅広く利用されるべき施設であるため、ユニバーサルデザインの観点から、入口、園路、トイレ、看板などの改修整備を行います。

### ※ユニバーサルデザイン

従来のバリアフリーを発展させた概念で、老若男女といった差異、障害・能力の有無、文化・言語・国籍の違いを問わずに、利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。

※公園出入口バリアフリー整備事業と連携して進めます。



図IV-12 出入口スロープの改修例  
(横川東公園)

## (4) 美しい草木を育てる

樹木は、公園景観にとって主要な景観構成要素であり、利用者が四季の変化を感じ、生きものの生息空間の基盤ともなる重要なものです。樹木は生きています。植栽された後、病虫害被害、利用者の過度な踏圧による被害、公園隣接地における高層建築物の建設による日照不足等、生育上様々な問題に直面し樹勢の低下や樹形の乱れが生じます。

こうした問題を踏まえ、公園の景観向上、雰囲気改善、病虫害被害の低減を目指し、以下に示す基本的方針により美しい草木を育てます。

### 1) シンボルツリーの育成

各公園で既存の樹木からシンボルツリーとなりうる樹木を選定し、その樹木の健全な生育を促すとともに、そのシンボルツリーが映えるよう、周囲の樹木の剪定、間伐等を実施します。

(→詳細は第VI章 2-(5) 参照)

### 2) 適正密度管理

公園の周辺植栽は、植栽後数年で見ごたえが出るような密度で植栽されている場合が多く、植栽後 30~40 年経過した公園では、樹木の密度が高すぎてうっそうとし、場合によっては樹木同士が競合してしまい樹勢の低下や樹形が乱れている状況が見られます。

この状況を改善するため、間伐を行うことによって適正な樹木密度にし、健全で美しい樹木、樹林にします。



図IV-13 樹形が整えられている例  
(緑町公園)



図IV-14 樹形崩れている例(中木)  
(きくはな児童遊園)

### 3) 生垣の管理方法及び現状の改善

生垣は遮へい機能や境界機能、借景の形成、緑で囲まれた景観の形成など様々な目的で植栽されています。しかし病害虫や利用者の踏圧などにより、線状の生垣の歯抜けや、樹形が乱れ当初の機能を果たしていないものがみられます。

したがって、樹勢の悪い樹木や、歯抜けの箇所では、樹木の入替、補植を行い、再び目的の機能を発揮するように整備を進めます。



図IV-15 中低木生垣の良好な例  
(東あずま公園)

## (5) きれいなトイレにする

公園のトイレは、多くの公園利用者が使用する施設であるため、トイレの印象が公園の印象に結びつきやすいものです。そのため清潔で心地よく利用できるトイレの整備、維持管理を行います。

また景観的要素としても大きいため、できる限り周囲の風景になじむ美しい外観とします。

さらに東京スカイツリー建設に伴い、来街者の増加が見込まれる業平橋、押上、錦糸町、両国などについては、来街者の利便性・快適性を向上させるためにトイレトペーパー設置等の整備を順次進めます。

※まち歩きトイレ整備事業、公園等公衆トイレ整備事業と連携して進める。



図IV-16 区内で多い公園トイレ



図IV-17 建て替えられたトイレの例  
(江東橋公園)

## (6) 分煙を進める

公園内の煙草の吸い殻や歩き煙草は、小さい子どもを危険にさらすだけでなく、景観のマイナス要因や、煙草を吸わない利用者の不快を招く可能性が多分にあります。このため、利用者が多い大規模公園においては、園内に喫煙コーナーを設け、分煙を進めます。

## (7) 環境に配慮した公園づくりを進める

低炭素社会に向けた公園づくりを目指すため、公園を整備する際は、太陽エネルギーや風力エネルギーなど、自然エネルギーを利用した環境配慮型の施設の導入を可能な限り進めます。

また、トイレや花壇散水への雨水利用、都市のヒートアイランド緩和のための広場等の芝生化や園路等の表面温度の上昇を抑える舗装材利用等、環境に配慮した工夫を幅広く行います。

## (8) ドッグランの検討を進める

公園では、犬連れのノーリード等へ対する利用者に対する苦情がある一方で、区内にはドッグランがないため施設導入の要望もあります。そこで、ドッグランの規模、運営体制、駐車場設置等、ドッグラン導入に必要な検討を進めます。

## ⑥ 子どもを健やかに育てる公園をつくります

### (1) 親子で楽しめる公園をつくる

幼児や小さな子どもとその保護者で公園を利用する場合、ベビーベッドのあるトイレや、小さな子どもでも使いやすい遊具を設置し、利用しやすい整備を進めます。

錦糸公園等、大規模公園の管理施設については、東京都の「乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業（赤ちゃん・ふらっと事業）」の要件を考慮し、親子で楽しめる公園づくりを図ります。

※「乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業」の要件は、授乳スペース、おむつ替えができる設備、給湯施設、手洗い施設、冷暖房施設等がありますが、公園では、トイレにおけるおむつ替え施設（ベビーベッド）等が可能と考えられます。

### (2) 小中学校、児童館、保育園などとセットで公園の整備を進める

本区は、大正13年に告知された帝都復興計画における都内52小公園のうち、中和公園、業平公園、横川公園、若宮公園、菊川公園、両国公園の6公園が小学校に隣接・近接して整備されています。現在、菊川公園や中和公園などでは学校との連携した利活用がなされていますが、学校と公園との連携には未だ多くの可能性があります。

また、文花宮前橋公園、たちばな児童遊園等のように児童館や保育園に隣接した箇所もあり、それらの施設から公園へ直接アクセスできる扉付きフェンスや、年齢層に合わせた遊具が整備されている公園もあります。

このような成果を踏まえ、小中学校、児童館、保育園等に隣接する公園の整備にあたっては、施設からのアクセスの向上や、これらの関連施設と連携しながら遊具などの施設整備を進めます。



小学校とセットで公園が整備されている例  
図IV-18 菊川小学校と菊川公園

### (3) 植物や動物に触れ合える場をつくる

#### 1) 花のある公園づくり

四季の草花が咲き、年間を通じて様々な表情を見せる公園は、子どもが自然の変化や生命を感じることができ、情操教育にとって良い場所となります。植物の名前がついている公園をはじめ、子どもの利用が高い公園については、花の美しい樹木や多年草を植栽し、美しい公園に整備します。

#### 2) 動物を活動やその環境を観察できる公園づくり

区内の河川を有する公園を中心に、カワセミやダイサギ、カワウ等の水辺の鳥類がみられます。それらの鳥類が訪れる自然を保全するとともに、新たに様々な動物が生息できるビオトープを整備します。

#### 3) 動植物との関わり合いを学べる公園づくり

動植物が多く見られる公園においては、人間とそこに生息生育している動植物との関係を学ぶ格好の場所です。そこで、動植物の基礎的な知識や保全保護を伝えるために、イラスト等を使った分かりやすい看板等の施設を整備します。

## ⑦ 訪れた人の心と体が健康になる公園をつくります

### (1) 歴史・文化レクリエーションを充実する

本区は、特色のある歴史や文化を有している地域や名所が数多くあり、いくつかの公園では、それらをテーマとして整備され、まち歩きのスポットとして多くの来街者が利用しています。そしてこれらの公園は、地域の子どもたちへ土地の歴史・文化を伝える場、住民の知的好奇心を満たす場等の役割を果たしています。

こうした状況を踏まえ、観光、教育、郷土文化の継承など多岐にわたる役割を一層果たすよう公園の整備を行います。

### (2) スポーツ・レクリエーションを充実する

高齢化が進む本区では、今後、健康に対する志向が一層高まっていくと想定されています。地域の年齢構成や公園の遊具や施設の整備状況をみながら、体育館、テニスコート、競技場等のスポーツ・レクリエーションに資する施設整備や、広場、健康遊具、ウォーキング、ジョギング等の軽運動を中心とした健康増進施設の配分を再検討し、適切なスポーツ・レクリエーション施設の整備を進めます。

また高架下は、雨に左右されない全天候型のスポーツ広場等の整備を検討していきます。

小規模公園では、スポーツ施設や健康増進施設が設置しにくい箇所もありますが、公園間の距離表示や、健康に関する情報発信等、小規模公園にもできる工夫を凝らしたスポーツ・レクリエーションに貢献する施設の整備を進めていきます。

### (3) 自然体験レクリエーションを充実する

本区では、自然との触れ合える場所が少なく、農地もありません。そこで、ビオトープ空間や、区民参加で運営できる花壇、野菜を育てる喜びなどを体験できる公園等の整備・改修を検討します。

それらの公園は、河川を有する公園では水生生物のビオトープ空間の整備を、また市街地内部の公園においては、花壇や区民農園を、というように、地域の土地利用状況や地域住民のニーズにあわせた公園の整備・改修を検討します。



図IV-19 ビオトープ空間整備イメージ  
(大横川親水公園)



図IV-20 花壇整備イメージ  
(東あずま公園)

## ⑧ 歴史や文化を伝える公園をつくります

### (1) 公園で歴史的風景をまもる

本区の公園の中には、隅田公園の墨堤、旧安田庭園、大正民家園等といった歴史的な風景やすばらしい庭園があります。これらは公園化することにより、土地が担保され、区で適切に維持管理されることによって、その景観が保全されてきました。

今後とも、公園にある歴史的風景を適切な維持管理により保全していきます。



図IV-21 隅田公園の墨堤

### (2) 公園で歴史文化を伝える

隅田公園、両国公園、本所松坂町公園、露伴児童遊園等では、説明看板や石碑、銅像等により地域の歴史や文化を伝えています。また、文化的まちづくりとして、ブロンズ像等の芸術作品が展示されている公園や、歴史を伝える祭りの開催場所になっています。

このように公園は、地域の歴史や文化を伝え、文化的雰囲気のあるまちづくりに寄与する都市施設としての役割を果たしています。今後とも公園が地域の歴史や文化を伝えていく場所として、整備、管理運営を行います。

#### ■歴史や文化を伝えるツール

##### ①説明看板

両国公園、隅田公園 等

##### ②銅像

榎本武揚、勝海舟 等

##### ③モニュメント、舞台づくり

露伴児童遊園、本所松坂町公園 等

##### ④芸術作品

千歳公園、日進公園 等

##### ⑤イベント開催

本所松坂町公園、隅田公園 等



図IV-22 本所松坂町公園の神社



図IV-23 梅若公園の榎本武揚像



図IV-24 両国公園の石碑



図IV-25 露伴児童遊園の蝸牛庵跡のモニュメント

### (3) 商業施設等とセットで花と緑のある文化的なまちを演出する

公園の潤いを街中に広げ、良質な街を形成するために、平成16年(2004)に改正された都市公園法の立体公園制度、借地公園制度などを活用し、利用者の多い駅構内、カフェ・レストラン等の店の隣接地、大規模商業施設の屋上等、商業施設等とセットで公園の整備を進め、花と緑のある文化的なまちを演出します。

## ⑨ 地域コミュニティを育てる公園をつくります

### (1) 区民参加により公園をつくる

#### 1) 区民参加による公園の管理運営

区民・区が協働で公園の整備改修の計画段階から管理運営を行うことは、墨田区基本構想で掲げている「協治（ガバナンス）」の観点と合致し、協治によるまちづくりを推進する拠点として公園は期待されています。

このため、様々な公園の整備・管理段階において、区民参加ができるよう、区民への情報提供を増やし参加の機会を増やします。

表IV-6 整備・管理の段階と区民の関わり方

段階	構想	計画・設計	維持管理運営	イベント開催時等
行政の情報提供・参加機会づくり	○整備構想・計画のお知らせ ○整備構想や計画素案を地域住民へ提案と、区民ニーズの収集を図る	○区民の意見を反映したたたき台の作成、提案	○維持管理運営における組織づくりのサポート ○資材、管理用道具等の提供	○地域のお祭り、花壇の植栽、掃除、ラジオ体操等のイベントや行事の際に、地域住民への呼びかけ
区民の参加	○公園設置の要望	○公園計画・設計に対する問題・課題・要望（ニーズ）の提案 ○形、色、素材、植栽植物など、具体的なデザイン検討	○区民主体の維持管理運営組織の発足 ○継続的な維持管理運営	○イベントの企画運営 ○イベント参加

#### 2) 公園管理の組織づくり

公園管理の組織づくりは、地域のコミュニティ形成にも大きく貢献できるものです。子どもからお年寄りまで幅広い世代を取り込んだ組織にしていくことが望ましいと考えられます。本区では、公園愛護協定をはじめ、魅力ある公園づくり等の多様な組織を支援していますが、現状の枠にとらわれることなく、必要に応じて公園の組織づくりの支援を行います。

##### ①公園愛護協定の充実

本区では、昭和 51 年度から公園・児童遊園の建設にあたって、計画段階から地域住民の参加を募るコミュニティ公園方式をとっています。これは地域住民が公園・児童遊園に対して愛着と親しみを持ち、計画段階から維持管理まで地域住民による自主管理を行うものです。平成 22 年 4 月時点で 62 委員会により 65 の公園・児童遊園が管理されています。

しかしながら、創設から年数も経ち、委員会のメンバーの入替や公園周辺における住環境の変化等により、委員会活動がうまくいっていない委員会もあります。そのため区では、委員会を活性化するため、区の援助の内容、登録手続きの方法、協定締結の更新等について検討していきます。

## ②魅力ある公園花壇づくり事業の推進

魅力ある公園花壇づくり事業では、平成 23 年までに、東あずま公園、業平公園、吾嬭西公園、日進公園、両国公園の 5 箇所にて、区民とのパートナーシップによる公園花壇の整備を目指しています。全区からコミュニティガーデン委員として参加者を募集し、2 年間のプログラムに沿って委員会を開催し、花壇管理の基礎知識を得ながら楽しく、公園の花の管理を行うものです。

2 年間のプログラムの後、引続き花壇管理を希望するグループには「墨田区公園等ボランティアの設置・運営に関する指針に基づき「花クラブ」への登録を勧めています。今後、対象公園を 10 公園まで増やし、展開していきます。



図IV-26 活動場所の例  
(東あずま公園)

## ③自主管理運営活動の推進

個別の公園は、旧中川の「中川桜愛護会」(平成 15 年設立)、隅田公園の「隅田公園さくらパートナーシップ」(平成 16 年)があり、それぞれ区民主体で、団体の目的に応じて、様々な活動を実施しています。

今後、隅田公園や旧中川だけでなく、区民の自主管理運営を進めるために、区民の関心や要望に応じ、その活動を支援していきます。



図IV-27 隅田公園さくらパートナーシップの活動風景

## (2) 区民活動をサポートする

### 1) 道具の提供

区民活動は、既往の活動では主に清掃や花壇管理等が行われています。これらの作業に必要な道具や消耗品、ゴミ箱、道具入れなどを、区が定めたルールのもと提供します。

表IV-7 現在区民活動に提供している道具・消耗品について

項目	援助内容
ゴミ箱	清掃活動を行っている公園愛護協定締結公園等に設置。
ゴミ袋	清掃や花壇活動を行っている区民団体に提供。
簾	公園等で清掃活動を行っている区民団体に必要な本数を提供。
花苗	公園などで花壇活動を行っている区民団体へ、必要量を団体と協議の上、提供。
土壌	花苗の分量に応じて提供。
肥料	花苗の分量に応じて提供。
ホース	花壇への水やり用としてホースを提供。
用具入れ	一定の条件が揃えば、用具入れを提供。

### 2) グッズ作成の補助

公園愛護会やコミュニティガーデン委員会等の活動において、希望に応じて区や活動団体オリジナルのエプロンやバンダナ、タオル等を無料または有料にて作成・提供します。

これらの活動に関するグッズ作成の補助は、参加者が楽しく作業を行えること、周囲の地域住民や観光で訪れた来街者が区民の活動だと見てわかること、また外からの目を区民が感じるにより活動意欲が高まりより良い活動内容になること等を期待します。

グッズのデザインは、区内から募集を行い、区民とともに作成していきます。



図IV-28 てぬぐいの例  
(隅田公園パートナーシップ)

### 3) 花と緑の活動表彰制度の設立

区民活動のなかで、活動内容が都市景観や都市自然、花と緑のまちづくりの活動普及等に寄与するものについては、活動の推進を図るため表彰する制度を設置します。

### 4) 花壇などの植栽講座の開催

花壇活動を行っている公園を中心に、よりよい花壇をつくるため、花壇デザイン、維持管理方法、花苗の育て方等、公園での花壇づくりから家庭園芸まで対応した花の植栽講座を開催します。また、東京スカイツリーの建設に伴い、業平橋、押上、錦糸町、両国周辺の公園では、先行して講座を開催します。

### 5) 管理者の表示看板などの設置

公園愛護会やコミュニティガーデン委員会等、区で行われている区民活動団体名や活動内容を地域に周知させ、地域住民の活動への理解や参加を呼びかけるために、看板等を設置します。

## ⑩ 区民や事業者のアイデアを具現化できる公園をつくります

本区の区民参加の取り組みは、公園愛護協定や魅力ある公園花壇づくり事業等のような全区的に展開するものと、隅田公園さくらパートナーシップのように特定の公園を対象とした取り組みがありますが、どのような区民活動においても、参加者が自発的に考えた管理運営のアイデア等を活かせるようなサポートの実施や公園の改修整備等を行います。

### (1) 利用者とともに公園をつくる

#### 1) 既往の区民参加事業の充実をはかる

公園愛護協定、魅力ある公園花壇づくり事業等において、区民が行う清掃や花壇の管理活動においては、活動の内容に合わせて、花壇や苗床、活動用具入れ、清掃道具入れ等を整備します。

#### ○魅力ある公園花壇づくり事業

対象公園（10箇所）：東あずま公園、業平公園、吾嬬西公園、日進公園、両国公園

※平成22年3月時点で上記5公園実施済。残りは今後選定の予定。

#### 2) 学校とともに公園をつくる

中和公園、菊川公園等の学校と隣接する公園では、学校の教育プログラムと連動した公園の維持管理を実施しています。今後は、隣接の有無に関わらず、小中学校の教育の場、及び学校と地域を結ぶ場として、公園が機能を発揮するよう学校との連携を強化していきます。



図IV-29 学校との連携事例。小学生による壁の絵をペインティングしている（中和公園）

#### 3) 区民活動に合わせて柔軟に対応する

本区には多くの区民活動団体があり、それらの活動内容は、団体の活動方針や体制等により、毎年少しずつ変化しています。また、参加者の高齢化や登録者の減少等により、活動頻度の低減や、これまでの活動内容を続けられなくなる等の問題も発生しています。

こうした個々の活動をみながら、区民活動団体が無理なく管理できる花壇規模への縮小や、不要になった苗床の撤去及び他の施設への改修等、各活動に合わせて、公園の整備を柔軟に対応します。

#### 4) 地域の行催事やイベントを支援する

公園は、隅田川花火大会、すみだまつり等、地域の行催事・イベントの会場となる場合も多々あります。そこで、これらの行催事やイベント等を支援する仮設的な施設を、地域との協議を踏まえ、日常の利用に妨げにならない範囲で整備の検討を進めます。また、まち歩き観光など地域の活性化に繋がることについても、『墨田区基本計画新タワー関連事業編』（平成19年3月）等と調整を図りながら同様に検討を進めます。

## 5) 区民参加事業計画を作成する

区民参加をより計画的に推進するために、比較的規模が大きく、広場、スポーツ施設、文化施設利用等、多様な利用ができる公園については、区民参加事業計画を作成します。

区民参加事業計画は、既往の区民参加事業に加え、今後、区として取り組んでいくべき区民参加事業についての基本的考え方を以下の項目を参考に作成し実施します。

表IV-8 対象公園（案）

公園名
隅田公園、錦糸公園、大横川親水公園、四ツ木橋緑地、堤通公園（交通公園）、豎川親水公園、東墨田公園、旧安田庭園、緑町公園、立花大正民家園 等

表IV-9 区民参加事業計画の項目（案）

No.	項目
1	基本方針
2	体制（組織、人員配置等）
3	区民参加計画（事業者参加を含む）
4	防犯・防災などの危機管理に対する方針
5	収支計画
6	有料施設の利用料金の設定
7	自己評価と運営マネジメント
8	その他

## （2）事業者とともに公園をつくる

### 1) CSRを推進する

事業者の社会的責任（CSR: Corporate Social Responsibility）は、1990年代頃から注目されはじめた概念です。CSRの概念は、事業者の経済活動には利害関係者に対して説明責任があり、説明できなければ社会的容認が得られず、信用のない事業者は持続できない、というもので、この考えのもと事業者は社会的信用を得るため、様々な活動を行っています。

本区に係わる事例としては、区内事業者であるライオンの「ライオン山梨の森<sup>※1</sup>」における森林整備体験活動、高原基金の桜の植栽<sup>※2</sup>（隅田公園）、NEC「わくわく子どもの池プロジェクト」<sup>※3</sup>（区立中川小学校）などがあります。

本計画では、これらの事業者CSR活動を推進するために、公園の整備や清掃、イベント運営等のCSRの様々な機会を創出し、事業者と区が共により良いまちづくりへの協働体制を図っていきます。

※1 <http://www.lion.co.jp/ja/csr/social/forest/>

※2 [http://www.urban-green.or.jp/p\\_activity/takaharakikin/01.html](http://www.urban-green.or.jp/p_activity/takaharakikin/01.html)

※3 <http://www.necap.co.jp/biotop/>

○事業者と区との共同 CSR 活動のメニュー

- ・公園整備（立体公園、借地公園）
- ・公園清掃活動
- ・イベントの協賛および人的支出
- ・緑化資金の寄付  
など

2) 鉄道沿線の公園整備を進める

区内には、東武鉄道、京成電鉄、JR 東日本等の鉄道があり、それらは高架化の整備やそれに伴う駅の建替整備等が予定されています。これらの整備に伴い、事業者とともに鉄道沿線に接している公園の高架下への拡充を目指します。



図IV-30 公園整備の対象区間

## 4. 将来の公園整備目標

### (1) 整備面積

公園整備戦略プラン 10 における新規整備面積、改修公園数、区民参加公園数は、以下の表の通りになります。

ここで新規整備面積は 42.8ha となり、現況の面積を加えると計画年次における公園総面積は 113.7ha となります。この数値は、第 1 章改定計画の前提で求めた公園量の最低基準 105.04ha を上回ります。したがって、新規整備量 42.8ha、公園総面積 113.7ha を本計画の公園整備目標量とします。

ただし、長期的な目標としては、現行の計画目標を確保することを目指していくこととします。

**公園整備目標（目標年次 2025年） 113.7ha**  
**（今後の必要整備面積 42.8ha）**

表Ⅲ-10 整備目標

新規整備量	種別	目標整備量
水辺公園	公園	8箇所、約 40.3ha
橋の橋台地	緑地・広場	10箇所、約 0.2ha
アクセス不便地域の解消	公園	19箇所、約 1.9ha
防災対策公園整備区域	公園	5箇所、約 0.2ha
計	その他緑地（まちづくり緑地）	6箇所、約 0.2ha
		約 42.8ha
改修公園数	内訳	目標整備量
震災対応		
震災対応型トイレ	8つのコミュニティブロック内に最低1箇所以上	今年度検討中
その他の施設整備	年1箇所	15箇所
バリアフリー		
出入口	未整備公園5箇所の解消	5箇所
	未整備児童遊園41箇所の解消	41箇所
だれでもトイレ	未設置トイレ77箇所の解消	77箇所
遊具の改修	平成20年度遊具点検結果のC判定遊具197基の対応	197基の改修・撤去
公園の個性化（観光対応を含む）	小中規模公園対象 年3箇所×15年	45公園
区民参加公園数	内訳	目標整備量
魅力ある公園花壇づくり事業の推進	現在4箇所 6箇所増加	10箇所
事業者参加公園	現在1箇所 5箇所増加	6箇所
おもてなし活動	東京スカイツリー周辺で5箇所	5箇所

改定計画は、都市公園及び子ども広場、緑地広場を含んでいる

項目	年		2010	2011～2015	2016～2020	2021～2025	2026～2055
	整備量						
新規整備	水辺公園	40.3ha	—	7.5ha <small>(旧中川・北十間)</small>	9.8ha <small>(橋十間・野川・大橋川)</small>	23.0ha <small>(荒川)</small>	—
	橋の橋台地	0.2ha	—	0.06ha	0.07ha	0.07ha	—
	アクセス不便地域の解消 <small>(1,000㎡以上の公園を19箇所整備)</small>	1.9ha	—	0.3ha	0.6ha	1.0ha	—
	防災対策公園整備区域	0.4ha	—	0.2ha	0.2ha	—	—
	その他 公園整備	11.3ha	—	—	—	—	11.3ha
区全域の公園面積			70.90ha	78.86ha	89.53ha	113.7ha	125.0ha

※アクセス不便地域の解消とは、公園の誘致圏に  
 からない地域に公園を設置することをいう。

区面積に対する標準公園面積達成 ←  
 一人あたり公園面積 5㎡を達成 ←

## (2) 将来公園整備計画図

既存の公園及び、公園整備戦略プランにて計画された新規公園整備を加えたものを、将来公園整備計画図とし、新規整備の指針とします。



図IV-31 将来公園整備計画図

